

金沢市電子入札実施要領

平成 20 年 3 月 31 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、金沢市契約規則の規定に基づき、本市が発注する入札手続を電子入札システムにより実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札事務をインターネットを使用して処理する電子計算処理組織のことをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用し、電子の入札書（以下「電子入札書」という。）により入札することをいう。
- (3) 紙入札 紙の入札書（以下「紙入札書」という。）により入札することをいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者（以下「認証局」という。）が発行した電子証明書を格納したカードをいう。

(紙入札の方法)

第 3 条 電子入札システムにより入札手続を実施した場合において、やむを得ず紙入札書により入札に参加しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

- 2 紙入札書の提出は、市長があらかじめ指定する日時に行わなければならない。
- 3 紙入札をした者は、開札に立ち会うものとする。

(電子入札の辞退)

第 4 条 入札者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により入札辞退届を提出することができる。

(開札)

第 5 条 開札は、関係職員 2 人以上立会の上、電子入札システムにより行うものとする。

(電子入札の無効)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札を無効とする。

- (1) 電子入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (2) 認証局が発行した I C カードに不正な手段により改ざんされた事項を含むとき。
- (3) I C カードを不正に取得した者が入札をしたとき。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。